

西東京市第4次男女平等参画推進計画等の評価方法について

1 目的

西東京市第4次男女平等参画推進計画・西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画・西東京市女性の職業生活における活躍推進計画の目的である、『西東京市が行う男女平等参画施策の基本方針を示すと同時に、男女平等参画社会実現のための直接的、間接的な取り組みを体系化し取りまとめ、その施策を推進すること』を達成するため、評価方法を定める。

2 根拠

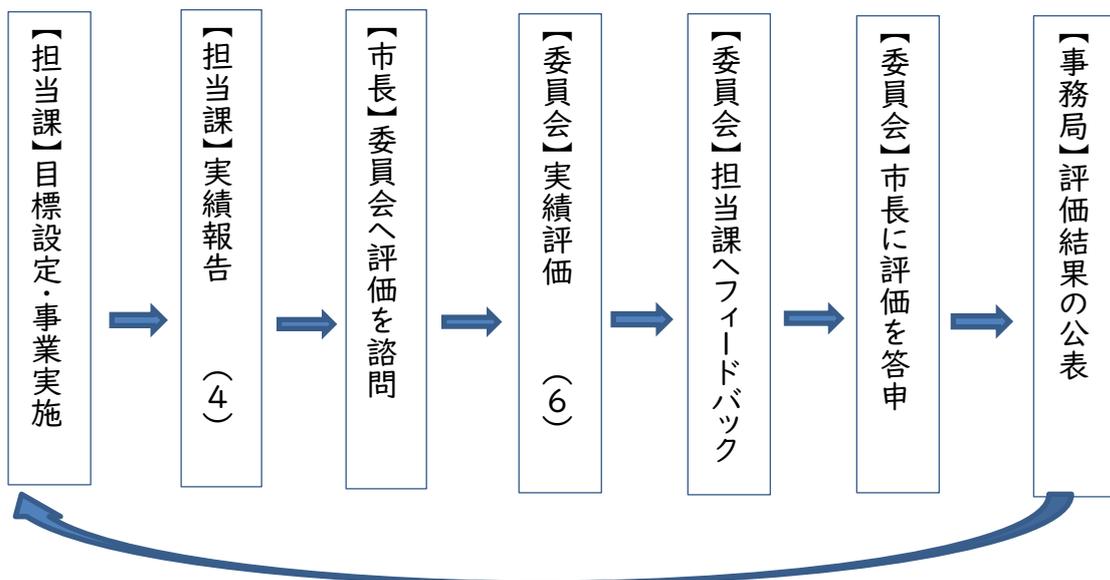
- 第1章 4計画の性格・位置づけの(8)『市民参加のもと策定後の取り組みの実施・点検・評価を行い、実効性の確保に努めていきます。』
- IV-3-(1)②『西東京市男女平等参画推進委員会(以下「委員会」という。)において、西東京市男女平等参画推進計画に掲げた事業評価を毎年度実施します。』

3 評価方法

(1) 方向性

第4次計画は、第1次計画～第3次計画の基本理念『一人ひとりが自分らしく自立いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす』を引き継いだ。また、計画の体系においても、概ね引き継いでいることから、評価方法については、第3次計画の評価方法を引き継ぐ。

(2) 評価の流れ



(3) 評価上の着眼点

評価の際は、目標設定した事業を目標通り実施したかということだけではなく、実施した結果、どれだけ男女平等参画社会の実現が図られたか、その実現に対し効果があったか、という視点で評価を行う。具体的な着眼点は下記のとおりとする。

評価上の着眼点

- ①「男性は」「女性は」こうあるべき、といった「固定的性別役割分担意識」にとらわれないよう配慮しているか。
- ②性別等による差別や人権侵害に配慮しているか。
- ③男女いずれかに偏った表現や、性別によってイメージを固定化した表現になっていないか。
- ④機会均等における男女間の格差を改善するため、必要な範囲で男女いずれか一方に対して、積極的に機会提供を図っているか。
- ⑤事業の企画立案や実施にあたって、女性・男性双方の意見が反映されるよう、配慮しているか。
- ⑥前年度の取り組みに課題があった場合、委員会の評価を踏まえ取り組みの改善・工夫を行ったか。
- ⑦女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約・男女共同参画社会基本法を踏まえ、西東京市第4次男女平等参画推進計画に沿った取り組みを行っているか。

(4) 担当課の業務

担当課は、第3次計画で実施していた「具体的な事業又は取組み計画」、「執行状況・事業計画」、「次年度の課題」を明確にし、担当課評価(A~D)を行う。

(5) 担当課評価基準

第4次計画の評価基準は、第3次計画で定めたものを継続したい。

評価	評価基準
A	事業・取組み計画が施策の内容に合致し、着実に執行され、課題が明らかになっているもの。
B	事業・取組み計画や執行状況、課題のいずれかに改善の余地があるもの。
C	事業・取組み計画や執行状況、課題のいずれも不十分なもの。
D	未実施のもの。

(6) 委員会の業務

委員会は、担当課評価を受けて、施策ごとの評価、基本目標ごとの評価及び報告書の総評(第3次計画では「はじめに」、「これからの課題」)、重点課題ごとの評価(コメント)を行う。

施策ごとの評価では、評価は同一施策内の課単位(課別評価)と施策全体(「施策評価」と呼ぶ)とで行う。

(7) 委員会評価基準

①「課別評価」の評価基準

「課別評価」は、担当課評価基準に合わせ、3つの項目(「具体的な事業又は取組み計画」、「執行状況・事業計画」、「次年度の課題」)について、4段階(A~D)で評価する。

さらにそれらを換算表(別紙参照)に当てはめ、総合評価を行う(「課別評価」と呼ぶ)。

3項目の評価基準は下記のとおりとする。

1 計画内容評価 ⇒ 事業・取組計画が施策の内容に合致しているか

【評価基準】

評価	基準
A	施策の内容に合致しており、男女平等参画推進計画を推進するうえで効果的な事業
B	施策の内容に概ね合致している事業
C	施策の内容 は関連している との関連が乏しい事業
D	施策の内容との関連が乏しく 計画の見直しが必要な事業

2 執行状況評価 ⇒ 計画に基づき着実に実施されているか

【評価基準】

評価	基準
A	計画どおりの執行状況
B	概ね計画どおりの執行状況
C	計画より遅れている執行状況
D	未執行のもの

3 課題把握評価 ⇒ 次年度の課題が明確になっているか

【課題把握評価】

評価	基準
A	課題を正確かつ的確に把握している。
B	課題を把握している。
C	課題の把握が不十分である。
D	課題の把握ができていない。

②「施策評価」の評価基準

「施策評価」は、課別評価を換算表(別紙参照)に当てはめることにより自動的に算出される。算出された評価は下記のように見なすこととする。

(複数の事業をまとめて評価するため、抽象的な基準で評価する。)

評価	評価内容
A	課題に対する取り組みが十分である。
B	課題に対する取り組みが概ね十分である。
C	課題に対する取り組みに一部改善の必要がある。
D	課題に対する取り組みが不十分である。

(8) 指標と目標値

指標と目標値について、資料として掲載する。

指標においては、15あるうち6つの指標(I-5、II-1、II-3、III-4、IV-1、IV-3)のみ毎年数値を確認できるが、その他のものは、令和4年度(予定)の市民意識・実態調査まで確認できないので、6つの指標のみ毎年進捗状況を確認する。

4 報告書様式

報告書は各課による「各課事業実績評価報告書」(様式1)と男女平等参画推進委員会による「委員会評価報告書」(様式2)及び「重点課題別評価報告書」(様式3)とする。

各課は評価対象年度の事業実績評価報告書の「執行状況・事業評価」と「次年度の課題」欄に記載するとともに、次年度の事業実績評価報告書の「担当課目標」欄に次年度の具体的な事業又は取組み計画を記載する。

委員会は各課から提出された当該年度の事業実績評価報告書を受けて施策単位で課ごとの評価を行うとともに、重点課題について課題別に評価を行う。

5 第4次計画の評価年度について

第1次～第3次計画は、計画期間の最終年度に5カ年の総評価を実施してきたところであるが、実務上の時系列としては、計画の最終年度の報告書をまとめている時期には新たな計画が始まっているところである。

第4次計画を第5次計画に引き継ぐにあたり、第5次計画の策定スケジュールに合わせたまとめが必要である。

	H31	R2	R3	R4	R5	R6
計画期間	第4次 					第5次 
第5次計画				市民意識調査	計画策定	
委員任期						
評価年度	H30 評価	H31 評価	R2評価	R3評価	R4評価	R5評価

※評価は毎年行う。

※R4にR3の評価と共に、(第5次計画に向けて) 中間のまとめを実施する。

※R5評価は細かい事業評価や施策評価(どのカテゴリで評価するかはこれから決定)は行わず、基本目標ごとの評価のみ実施する。また、各委員に5年間のまとめの指摘を箇条書き程度で書いてもらう。